

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>・設計図 (1/280、3/280) ・特記仕様書 13-1 工事用道路の指定</p>	<p>工事箇所～実穀ストックヤードまでの経路が不明です。同経路における各路線名、片側車線巾員、延長、路面、用地をご教示ください。 また、首都圏中央連絡自動車道(稲敷I.C.～牛久阿見I.C.間)の使用を計画していますでしょうか。その際、高速道路使用料金は工事費に含まれるでしょうか。以上についてご教示ください。</p>	<p>工事箇所～実穀ストックヤードまでの経路及び高速道路の使用について指定はございませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
2	<p>・特記仕様書 24-2-2 構造物掘削</p>	<p>2) 構造物基礎地盤における土砂の掘削において、土砂Ⅰは土砂B、土砂Ⅱは土砂Cの組み合わせでよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>土木工事積算基準 第8編3.土質分類に基づきお考えください。</p>
3	<p>・特記仕様書 24-2-2 構造物掘削</p>	<p>3) 新利根川橋高架下における「埋戻し用土砂の掘削」で想定されている土質区分は土砂C(土砂Ⅱ)でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>新利根川橋高架下における埋戻し用土砂については、特記仕様書24-12の残土処理工Aに示すとおりです。 そのため、土質区分については、橋梁全体一般図に示す柱状図に基づき設定してください。</p>
4	<p>・特記仕様書 24-2-2 構造物掘削</p>	<p>4) 構造物埋戻し部への運搬・埋戻しについて、当該箇所埋戻し終了後、新利根川橋高架下の埋戻し用土砂の残りの処理方法をご教示ください。</p>	<p>埋戻し用土砂についての残土は発生しないものと考えております。</p>
5	<p>・特記仕様書 18-1 建設副産物の活用等 (1) 建設発生土</p>	<p>建設発生土の活用方法等に「○○○へ運搬※○○○は運搬先」と記載がございますが、運搬先の土の仕舞いとして、「敷均し」のみでよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>特記仕様書24.工事細部に関する事項に示すとおりです。</p>
6	<p>・金抜設計書 28「コンクリート A1-3」</p>	<p>「コンクリート A1-3」にて使用するコンクリートの配合をご教示ください。</p>	<p>共通仕様書8-2-7に示すとおりです。</p>
7	<p>・金抜設計書 28「コンクリート A1-3」 ・数量計算書</p>	<p>「コンクリート A1-3」の数量について、金抜設計書と数量計算書の数量が合いません。どちらを正とするかご教示ください。</p>	<p>本工事の数量については、設計図書(金抜設計書)を正としてお考えください。</p>

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
8	・特記仕様書 24-2-2 構造物掘削	構造物掘削の内、各橋脚の火打ち・腹起しのリース期間をご教示ください。	火打ち・腹起しのリース期間については、工事工程表(概算工程表)を参照のうえ、貴社の施工計画に基づきお考えください。
9	・特記仕様書 24-12 残土処理工	残土処理工Aについて、想定されている土質区分をご教示ください。	土質区分については、橋梁全体一般図に示す柱状図に基づき設定してください。
10	・設計図(199/280~221/280)	図面番号199/280から221/280の橋脚仮設構造物計画図について、鋼矢板の継手箇所数を増加変更した場合、協議対象になりますでしょうか。ご教示ください。	現場条件等により監督員が必要と認めた場合は、協議の対象になるものとお考えください。